平成２５年（フ）第３９１号
岐阜県瑞穂市居倉122番地17
債務者　反頭　孝一
1　決定年月日時　平成25年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第３９２号
岐阜県瑞穂市居倉122番地17
債務者　反頭けい子（旧姓中薗・橋本）
1　決定年月日時　平成25年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第４００号
岐阜県各務原市川島松倉町2493番地　シャンポール森Ａ102、前住所岐阜県各務原市川島松原町327番地６
債務者　木村　吉博
1　決定年月日時　平成25年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第８７号
岐阜県可児市土田2540番地１　レコス東山306、前住所岐阜県可児市土田2546番地292
債務者　麻生トシオこと　ＡＳＳＯ　ＷＡＬＴＥＲ　ＴＯＣＨＩＯ
1　決定年月日時　平成25年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２５年（フ）第１５０号
滋賀県彦根市野田山町1064番地29　102号、前住所滋賀県彦根市佐和町５番36号
債務者　改田　勝俊
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第１２３号
岡山県美作市中山1482番地３
債務者　木田　惠子
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２５年（フ）第９５０号
広島市中区基町18番１―371号
債務者　葛神　高之
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９６８号
広島県廿日市市佐方530番地１
債務者　森本　真司
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０００号
広島市西区庚午南２丁目37番21―604号
債務者　古本　邦治
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１００２号
広島市西区竜王町12番１―603号
債務者　原　　真理
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０１７号
広島市東区戸坂出江１丁目５番17号
債務者　勝田　京子（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０３６号
広島市中区西白島町27番２―619号　長寿園南アパート
債務者　大元　　治
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０９号
山口県下関市綾羅木本町６丁目７番51号、前住所大阪府堺市西区上野芝向ヶ丘町４丁１番４号
債務者　森渕　　純
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第３１７号
愛媛県松山市山越３丁目６番21号　サンハイツ桧垣201号
債務者　長谷部登美子
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２２３号
福岡県うきは市浮羽町小塩4767番地、前住所福岡県うきは市浮羽町小塩4768番地
債務者　中野　マキ
1　決定年月日時　平成25年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第２２７号
福岡県久留米市東町479番地１
債務者　森田　正信
1　決定年月日時　平成25年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第２３０号
福岡県久留米市藤山町1760番地３　ＮＳビル501号
債務者　高野　信也
1　決定年月日時　平成25年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
福岡地方裁判所久留米支部